

## 熊谷地域ポータルサイト「あついぞ.com」 バナー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市広告掲載要綱に基づき、熊谷市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している熊谷地域ポータルサイト「あついぞ.com」（以下「サイト」という。）へのバナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の種類)

第2条 バナー広告は、一般広告と協賛団体広告とする。

2 協賛団体広告は、「あついぞ.com」運営に参加している企業や団体による広告とする。

3 一般広告は、前項以外の団体や店舗等からの広告とする。

(バナー広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置、枠数、規格及び掲載料金は次の表の通りとする。

掲載位置	トップページ上で市長が指定した位置
掲載枠数	一般広告：最大8枠（8段） 1広告は最大3枠とする 協賛団体広告：最大2枠（2段）
規格	縦40ピクセル×横150ピクセル GIFまたはJPEG形式 50KB以下
掲載料金	一般広告：月額 3,000円/枠 協賛団体広告：年額 120,000円/枠

(広告表示内容に関する基準)

第4条 広告のデザイン、内容、色彩等は、サイトのイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなど、文字を読みやすくすること。

(2) 文字、イラスト等の解像度については適切な処理を行うこと。

(GIFアニメ)

第5条 GIFアニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) 光感受性発作を誘発させないようにコントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) 画面が点滅するものは、点滅間隔を0.4秒以上とする。

(禁止する表現)

第6条 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) カーソルを画像に合わせた際、画像表示が変わるロールオーバー効果
- (2) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等操作手順を模した表現
- (3) アラートマーク（警告表示）を模した表現
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）を模した表現
- (5) ラジオボタン（選択肢の表示）を模した表現
- (6) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）を模した表現
- (7) 市の実施する事業名に類似した表現又は市が推奨するかの印象を与える表現
- (8) その他利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(バナー広告の掲載期間)

第7条 バナー広告を掲載する期間は、別表1のとおりとする。ただし、協賛団体広告は、原則1年とする。

- 2 熊谷市長は、一般広告掲載希望者が複数月の掲載を希望するときは、これを認めることができる。
- 3 広告掲載期間中、市の都合により2日以上サイトを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ次の表のとおり掲載期間を延長する。ただし、天災、事変その他の非常事態の発生により、市がサイトの運営を一時停止した場合は、延長は行わないものとする。

閉鎖した時間	延長する期間
連続して48時間を超え72時間以内	2日
連続して72時間を超え96時間以内	3日
連続して96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して 得た日数

(一般広告の広告主の募集)

第8条 一般広告の広告主の募集は、市または市とバナー広告掲載に関する契約を締結した者  
(以下「広告取扱事業者」という。)が行う。

- 2 広告掲載を希望する者は、掲載開始日から起算して25日前までに、広告取扱事業者にバナー広告案とリンク先URLを提出し、バナー広告の掲載を申し込むものとする。
- 3 広告取扱事業者は、掲載を希望する者のバナー広告案及びリンク先をとりまとめ、掲載開始日から起算して15日前までに、市に承諾を求めなければならない。
- 4 広告主が市に直接応募する場合は、バナー広告案及びリンク先をとりまとめ、掲載開始日から起算して15日前までに、市に承諾を求めなければならない。

(協賛団体広告の広告主の募集)

第9条 協賛団体広告の広告主の募集は、市が行う。

- 2 広告掲載を希望する者は、掲載開始日から起算して7日前までに、熊谷市にバナー広告案とリンク先URLを提出し、バナー広告の掲載を申し込むものとする。

(掲載の決定)

第10条 市は、広告取扱事業者から第8条第3項による承諾を求められた場合、広告主から第8条第4項による承諾を求められた場合、または、協賛団体から前条第2項による承諾を求められた場合は、熊谷市広告掲載基準（平成18年12月7日決裁。以下「市掲載基準」という。）第5条並びに第3条及び第4条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 市は、提出されたバナー広告案の内容が市掲載基準第3条並びに第4条及び第5条の規定に反すると判断した場合は、広告取扱事業者あるいは広告主に対して修正を求めることがで

きる。

3 市は、第2条の規定で定めた枠数を超えてバナー広告掲載の申し込みがあった場合は、地域性の高いバナー広告を優先させるものとする。

(バナー広告の提出)

第11条 広告取扱事業者、広告主、あるいは協賛団体は、掲載する広告原稿を、掲載開始日から起算して7日前までに、市に提出するものとする。

2 前項により提出されたバナー広告の修正については、前条第2項の規定を準用する。

(掲載の取消し)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 市掲載基準第3条、第4条及び第5条の規定に反すると判断したとき。

(2) その他バナー広告の掲載を継続することが適切でないと市が判断したとき。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、市は、広告取扱事業者を通じてあるいは直接、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。協賛団体広告の場合は、直接書面により通知するものとする。

3 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、市は、広告取扱事業者あるいは広告主が市に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

4 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、市は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面により広告取扱事業者を通じてあるいは直接、市に申し出なければならない。ただし、協賛団体は、直接市に申し出るものとする。

3 第1項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合、市は広告取扱事業者あるいは広告主が市に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。協賛団体の場合も市に納

入すべき金額の減額は行わないものとする。

(リンク先のURLの変更)

第14条 広告取扱事業者あるいは広告主は、一般広告の広告主がバナー広告のリンク先のURLを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、市に届け出るものとする。

2 協賛団体広告主は、バナー広告のリンク先のURLを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、市に届け出るものとする。

(バナー広告の変更)

第15条 広告主は、バナー広告の掲載期間が複数月の場合は、1か月単位で当該広告の内容を変更することができる。ただし、協賛団体広告のバナー広告の変更は、市と協議し随時行うことができる。

2 一般広告の広告主が前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合、第8条第3項及び第10条の規定を準用する。

3 協賛団体広告の広告主が1項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合、第9条第2項及び第10条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

	期間
4月期	4月1日から4月末日まで
5月期	5月1日から5月末日まで
6月期	6月1日から6月末日まで
7月期	7月1日から7月末日まで
8月期	8月1日から8月末日まで
9月期	9月1日から9月末日まで
10月期	10月1日から10月末日まで
11月期	11月1日から11月末日まで
12月期	12月1日から1月3日まで
1月期	1月4日から1月末日まで
2月期	2月1日から2月末日まで
3月期	3月1日から3月末日まで

備考 開始日が休日の場合、翌開庁日を開始日とし、終了日の翌日が休日の場合、翌開庁日の前日を終了日とする。

掲載開始について

原則として開始日の午前10時までに開始する

掲載終了について

原則として最終日の翌日午前10時までに終了する